

令和8年度日南市結婚新生活支援補助金Q&A

宮崎県日南市

No.	項目	ご質問	回答
1	対象者について	婚姻届をまだ出していないが、補助金の申請をすることはできますか？	婚姻届の受理後でないと申請できません。 また、申請時点で、夫婦ともに対象の住居に住民登録している必要があります。
2	対象者について	再婚の場合も対象となりますか？	対象となります。 ただし、夫婦のいずれかが、日南市や他の市町村でこの制度の補助金を受けたことがある場合は対象外です。
3	対象者について	子どもがいる場合も対象となりますか？	対象となります。
4	対象者について	夫婦の一方または双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか？	夫婦の一方が外国籍の方の場合は、日本方式の婚姻をしていれば対象となります。また、外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば対象となります。 夫婦の双方が外国籍の方の場合は、日本方式の婚姻をしていれば対象となります。なお、日本の婚姻証明（例：婚姻届受理証明書）で確認できない場合は、対象外となります。
5	対象者について	生活保護受給世帯も対象となりますか？	対象となります。 ただし、補助金の対象となる経費について、生活保護で生活扶助又は住宅扶助等を受給している場合、その部分については対象経費から控除します。
6	対象者について	親族が保有する物件を取得または賃借した場合は対象となりますか？	対象となりますが、契約書により内容が客観的に確認でき、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

No.	項目	ご質問	回答
7	対象者について	新たに追加された講座等の実施の要件について、どのようなものが対象となりますか？	<p>講座等の具体例としましては、</p> <p>①ライフデザイン支援講座の受講 →自治体（県含む）や企業、団体が実施するライフデザイン支援講座</p> <p>②プレコンセプションケアに関する講座の受講 →国立成育医療研究センターの動画 https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/</p> <p>③医療機関への妊娠・出産に関する相談 →妊娠の可能性があり、医療機関を受診した場合や、妊婦健診の受診、不妊に関する相談、妊娠・出産に係る無料の相談窓口の利用、自治体保健師への相談</p> <p>④共家事・子育て講座の受講 →厚生労働省が作成・公開している共育(トモイク)プロジェクト事務局の動画 https://www.youtube.com/channel/UCC-fnzOMzEFlAsrTOfvIvMA</p> <p>などが挙げられます。</p> <p>講座等を実施したかの確認は、講座等の実施確認書（様式第5号）の提出をもって確認します。 ※夫婦共に①～④のいずれかの実施が必要です。</p>
8	所得額について	令和7年中の所得を確認する書類は、源泉徴収票でも構いませんか？	源泉徴収票だけでは、勤務先からの給与以外に収入があった場合、それを把握することができませんので、市区町村が発行する所得証明書（コピーでも可）をご提出ください。
9	所得額について	令和7年中の収入がない場合でも、所得証明書は必要ですか？	収入がない場合でも、所得証明書が必要です。未申告の場合は、申告が必要です。
10	所得額について	婚姻を機に離職した場合や、育児休業中の場合の所得はどうなりますか？	申請時点で無職の場合や育児休業中であっても、夫婦の令和6年分の所得証明書による所得の合算で判定します。
11	対象経費について	結婚前に支払った費用は対象となりますか？	令和8年4月1日以降の支払いであれば、結婚前に支払った費用も対象になる場合があります。ただし、夫婦の一方が婚姻前に契約して入居していた住宅に他方が入居した場合は、同居開始後に支払った費用のみが対象となります（同居開始日は住民票等により確認します）。
12	対象経費について	上限金額に達するまで、何回も申請できますか？	補助上限額（60万円）に達していなくても、申請した年度中は1回限りとなります。ただし、申請した年度中に補助金上限額に達しなかった場合、差額分を、翌年度中に1回のみ申請することができます（翌年度中に支払った額が対象です）。

令和8年度日南市結婚新生活支援補助金Q&A

宮崎県日南市

No.	項目	ご質問	回答
13	対象経費について	住宅取得費用について、どのような費用が対象となりますか？	建物の購入費用が対象となります。土地購入費用は、対象外です。建物と土地を一体のものとして購入した場合は、建物の購入費用がわかる領収書等を提出してください。
14	対象経費について	アパートを会社名義で借りていて、会社に家賃を支払っていますが、対象となりますか？	対象となります。この場合、賃借人が勤務先である賃貸借契約書や給与明細書など、補助対象者が勤務先に家賃相当額を支払っていることが分かる書類を提出してください。
15	対象経費について	家賃を前払いしていますが、対象となりますか？	支払日が令和8年4月1日～令和9年2月28日であれば対象です。
16	対象経費について	賃借物件のリフォーム費用は対象となりますか？	対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用であった場合は対象となりません。
17	対象経費について	住宅手当の支給がない場合は、証明が必要ですか？	支給を受けていない場合も、ゼロである旨を記載した住宅手当支給証明書の提出が必要です。 夫婦それぞれが住宅手当の支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除した額が、補助対象額となります。
18	対象経費について	親族の家（実家など）に引っ越して同居する場合の費用は対象となりますか？	対象となりますが、引越費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。
19	対象経費について	住宅の賃借費用を申請する場合、どのような費用が対象となりますか？	対象となる費用は下記の通りです。 ・家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 など 対象とならない費用は下記の通りです。 ・鍵交換や清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料、水道光熱水費、駐車場代 など
20	提出書類について	家賃など、領収書が無い場合は何を提出すればよいですか？	銀行振込の控えや振込が確認できる通帳の写しでも可能です。
21	振込先について	申請者と補助金の振込口座の名義人を別にしてもいいですか？	申請者と補助金の振込口座の名義人は同一としてください。